

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例概要

1 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域における建築物の用途制限の追加

東京都市計画亀沢地区地区計画の変更に伴い、当該地区の建築物の用途の制限について次のとおり改める。

	現 行	改 正 案
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号のいずれかに該当する営業の用途に供するもの（個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等の店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物）	ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの（接待飲食等営業、遊技場営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物） イ カラオケボックスその他これに類するもの ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 オ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カ 納骨堂の用途に供するもの キ 簡易宿所営業の用途に供するもの

2 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域墨104号線沿道地区における建築物の用途制限の緩和

東京都市計画亀沢地区地区計画の変更に伴い、当該地区のうち、亀沢地区地区整備計画区域墨104号線沿道地区の建築物の用途の制限について次のとおり改める。

	現 行	改 正 案
建築してはならない建築物	5階以上の部分を住宅等以外の用途に供するもの	〔同左〕
上記の適用除外	〔新設〕	墨104号線に面する建築物の1階部分が地区のにぎわいに資する店舗その他これに類するもの。ただし、当該建築物の5階以上の部分を飲食店の用途に供する場合は、ホテル、旅館に付帯するものに限る。

3 施行期日
公布の日

